

一般社団法人 九州橋梁・構造工学研究会 定 款

平成 21 年 7 月 1 日 制 定

平成 28 年 6 月 17 日 一部改正

令和 4 年 6 月 17 日 一部改正

(1) 副会長の人数

【改正前】

第 4 章 役員および職員

(役 員)

第 11 条 本法人に、次の役員をおく。

- (1) 理 事 7 名以上 9 名以内
- (2) 監 事 1 名または 2 名
- (3) 理事の 1 名を代表理事とし、会長と呼称する。
- (4) 代表理事以外の理事のうち 5 名以内を業務執行理事、1 名を副会長、1 名を運営委員長、1 名を専務理事とする。

【改正後】

第 11 条 本法人に、次の役員をおく。

- (1) 理 事 7 名以上 9 名以内
- (2) 監 事 1 名または 2 名
- (3) 理事の 1 名を代表理事とし、会長と呼称する。
- (4) 代表理事以外の理事のうち 5 名以内を業務執行理事、2 名を副会長、1 名を運営委員長、1 名を専務理事とする。

(2) 理事会議事録の署名

【改正前】

第 5 章 総会および理事会

(理事会の議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および選任された議事録署名者 2 名は、前項の議事録に署名または記名押印する。

【改正後】

第 31 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。